

## 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の常勤役員 及び職員設置費並びに活動費補助金交付要綱

### (趣 旨)

- 第1条 県は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の事務処理・活動体制の整備充実をはかるため、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第2項から4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象となる経費)

- 第2条 補助の対象となる経費は、次の第1、2号に掲げる要件に該当する常勤役員（以下「補助対象役員」という。）の報酬等、職員（以下「補助対象職員」という。）の給与費及び全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）派遣職員の管理職手当のほか、第3号に掲げる事業に要するものとする。
- (1) 県社協の常勤役員及び職員として身分を有する者であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学歴を有しかつ社会福祉の増進に熱意を有する者であること。
- (3) 県社協が民間社会福祉活動推進方策について調査、研究及び企画立案を行なうほか、広報指導その他の活動に従事する福祉活動指導員及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第110条第1項に規定する事業を行なうため必要な一般事務を処理する職員を設置して県及び市町村の地域における民間社会福祉活動を推進指導する事業。

### (補助額)

- 第3条 前条の経費に対する補助額は、次の各号に掲げる額の合計額の範囲内で、知事が定める額とする。
- (1) 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和30年埼玉県条例第48号）に基づく補助金の交付の対象となった職員については、その職員の給与費の額から、当該給与費に対する当該補助金及び自己財源充当分を控除して得た額
- (2) 福祉活動指導員及び事務職員を設置し、これらの職員が県の区域における民間社会福祉活動を推進指導するために必要な次に掲げる経費
- ア 社会福祉協議会の職員の給与に関する規定により支給した職員給与及び諸手当、社会保険事業主負担金等

イ 社会福祉協議会の旅費の規定に関する規定により支給した旅費、  
庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、  
借料及び損料、会議費）

(3) 前各号に掲げる職員以外の補助対象役員の報酬等、補助対象職  
員の給与費及び全社協派遣職員の管理職手当の全額

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号及び第1号の  
2のとおりとする。

2 様式第1号の提出期限は、各年度の6月末日とし、様式第1号の  
2については、その都度知事が指定する期日までとする。

(申請書の添付書類)

第5条 前条の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとす  
る。

(1) 当該年度県社協事業計画

(2) 県社協の常勤役員の報酬等に関する規程

(3) 県社協職員給与規程及び諸手当支給規程

2 規則第4条第2項第1号から4号に掲げる書類を添付することを  
要しない。

3 条例第2条第2号に掲げる収支予算書及び第3号に掲げる書類は添付するこ  
とを要しない。

(暴力団排除に関する誓約)

第5条の2 県社協は、様式第1号の3記載の暴力団排除に関する誓約  
事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、  
交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりと  
する。

(交付の方法)

第7条 この補助金は、概算払いで交付する。

2 補助金の交付については、各四半期ごとの合計額ごとに年4回に  
分割して交付するものとする。

(状況報告)

第8条 県社協は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状  
況について要求された事項を書面で知事に報告しなければならない。  
い。

(実績報告書の様式)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第10条 前条の報告書には、事業報告書を添付しなければならない。

(報告書の提出時期)

第11条 第8条の報告書の提出時期は、毎会計年度終了後2カ月以内とする。

(書類の整備)

第12条 県社協は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えかつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、これを当該年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和43年10月9日から適用する。
- 2 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に対する一般事業県費補助要綱(昭和38年9月6日決裁)は、廃止する。
- 3 昭和43年度における申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、昭和43年10月20日とする。
- 4 この要綱は、昭和45年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。
- 9 この要綱は、昭和59年2月13日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 10 この要綱は、昭和61年5月16日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月14日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月29日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年5月26日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年6月5日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に対する活動費県費補助要綱(昭和38年10月8日決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月18日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年5月12日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月22日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年8月10日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。